

# 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)のご案内



**申請期限 令和7年10月31日(金)【当日消印有効】**

## 「定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)」とは？

以下の事情により、定額減税、低所得者世帯向け給付とも対象とならなかった方に追加で給付を行うものです。

本人または扶養親族として定額減税の対象外であり、かつ令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯への給付(10万円)の対象世帯の世帯主または世帯員のいずれにも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円※(定額)を支給します。

- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は、3万円

## 裏面の支給要件フローチャートをご確認ください。

### 必要書類

- 申請書(ホームページからダウンロードできます)
  - 本人確認書類
  - 受取口座を確認できる書類
  - 申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書の控え など
- ※詳細はホームページをご確認ください。

## お問い合わせ



東広島市不足額給付事務処理センター

**0120-780-125**(コールセンター)

受付時間 平日 8:30~17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応

## 相談窓口

東広島市西条栄町8-29 東広島市役所8階

東広島市不足額給付相談窓口

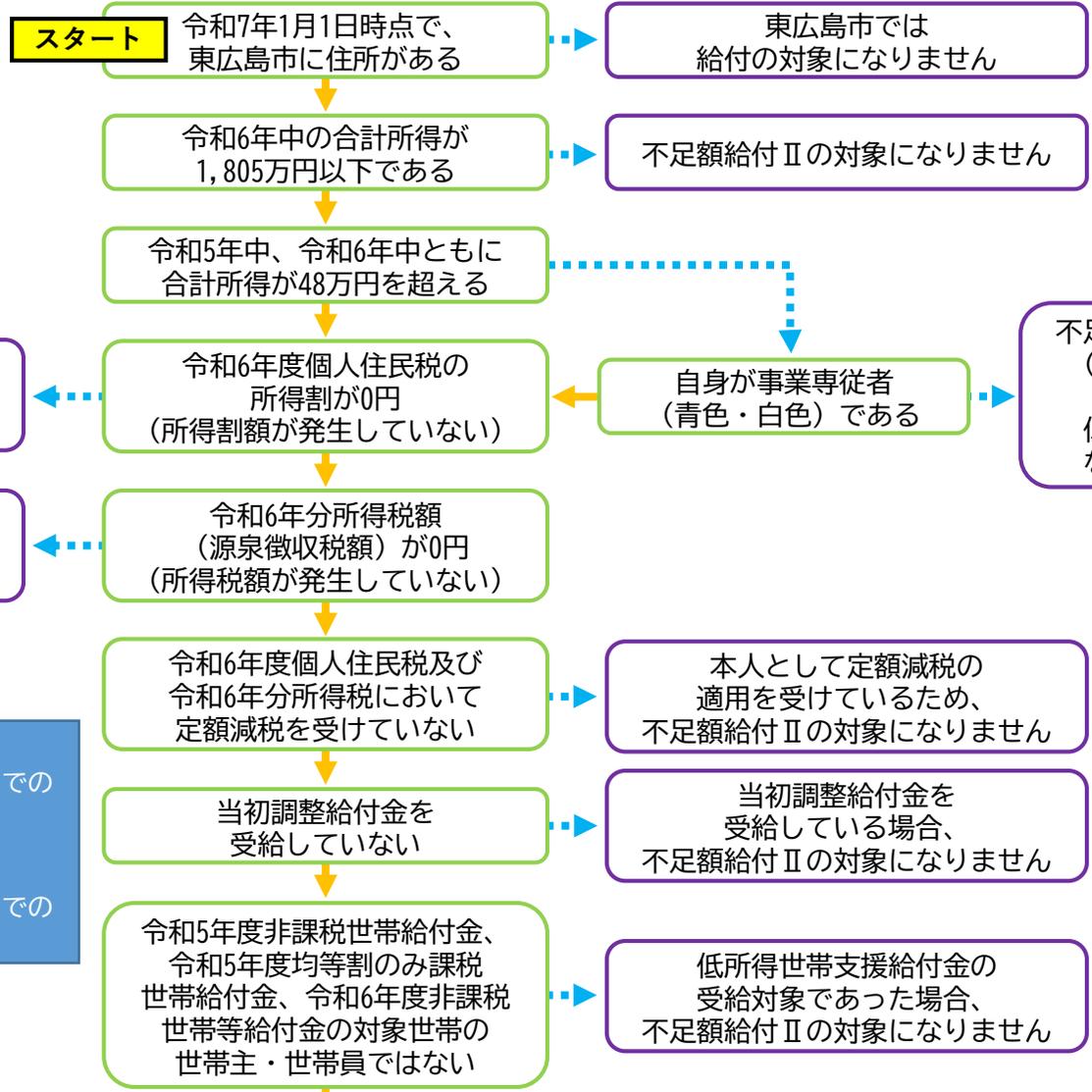
受付時間 平日 8:30~17:15

※駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。



ホームページはこちら

# 定額減税補足給付金（不足額給付Ⅱ）支給要件確認フローチャート



定額減税の適用を受けることになるため、不足額給付Ⅱの対象になりません

定額減税の適用を受けることになるため、不足額給付Ⅱの対象になりません

自身が事業専従者(青色・白色)である

不足額給付Ⅱの対象になりません(扶養親族として減税・給付の対象となっていたり、低所得世帯支援給付の対象となっている場合があります)

本人として定額減税の適用を受けているため、不足額給付Ⅱの対象になりません

当初調整給付金を受給している場合、不足額給付Ⅱの対象になりません

低所得世帯支援給付金の受給対象であった場合、不足額給付Ⅱの対象になりません

【令和6年度個人住民税】  
令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入に基づき計算された個人住民税

【令和6年分所得税】  
令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入に基づき計算された所得税

**不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります**

課税資料等を基に要件を満たすことが確認できた場合は給付対象となります  
給付金を受け取るためにはご自身の申請が必要です